

福島県告示第505号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
県北都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）のうち福島市の区域を除いた区域	20 / 10	6 / 10	1 . 25	1 . 5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第506号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
県中都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）のうち郡山市の区域を除いた区域	20 / 10	6 / 10	1 . 25	1 . 5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第507号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
会津都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。以下「本件区域」という。）のうち会津若松市大戸町上三寄の別紙図面に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち右の項に掲げる区域を除いた区域	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（「別紙図面」は省略し、その図面を福島県土木部建築領域建築指導グループ及び福島県会津若松建設事務所建築住宅部において、一般の縦覧に供する。）

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第508号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
県南都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第509号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
原町都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第510号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
喜多方都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第511号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
相馬都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。以下「本件区域」という。）のうち相馬市磯部の別紙図面1に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち相馬郡新地町大字谷地小屋の別紙図面2に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち右の各項に掲げる区域を除いた区域	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（「別紙図面1」及び「別紙図面2」は省略し、その図面を福島県土木部建築領域建築指導グループ及び福島県相双建設事務所建築住宅部において、一般の縦覧に供する。）

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第512号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
二本松都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。以下「本件区域」という。）のうち二本松市岳温泉一丁目の別紙図面に定める区域	20 / 10	7 / 10	2 . 5	1 . 5
本件区域のうち右の項に掲げる区域を除いた区域	20 / 10	6 / 10	1 . 25	1 . 5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（「別紙図面」は省略し、その図面を福島県土木部建築領域建築指導グループ及び福島県県北建設事務所建築住宅部において、一般の縦覧に供する。）

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第513号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
霊山都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第514号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
川俣都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第515号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
本宮都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第516号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
岩代都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。以下「本件区域」という。）のうち安達郡岩代町小浜及び同町西勝田の別紙図面に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち右の項に掲げる区域を除いた区域	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（「別紙図面」は省略し、その図面を福島県土木部建築領域建築指導グループ及び福島県県北建設事務所建築住宅部において、一般の縦覧に供する。）

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第 5 1 7 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 5 2 条第 1 項第 6 号、第 5 3 条第 1 項第 6 号、第 5 6 条第 1 項第 2 号二及び別表第 3（に）欄 5 の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成 1 6 年 5 月 7 日

福島県知事 佐 藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第 5 2 条第 1 項第 6 号の規定により定める数値	法第 5 3 条第 1 項第 6 号の規定により定める数値	法第 5 6 条第 1 項第 2 号二の規定により定める数値	法別表第 3 に欄 5 の項の規定により定める数値
田島都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	2 0 / 1 0	6 / 1 0	1 . 2 5	1 . 5

2 施行年月日

平成 1 6 年 5 月 1 7 日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第518号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
伊南都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。以下「本件区域」という。）のうち南会津郡伊南村大字古町の別紙図面に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち右の項に掲げる区域を除いた区域	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（「別紙図面」は省略し、その図面を福島県土木部建築領域建築指導グループ及び福島県南会津建設事務所建築住宅部において、一般の縦覧に供する。）

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第519号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
塩川都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第520号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
西会津都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。以下「本件区域」という。）のうち耶麻郡西会津町野沢の別紙図面に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち右の項に掲げる区域を除いた区域	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（「別紙図面」は省略し、その図面を福島県土木部建築領域建築指導グループ及び福島県喜多方建設事務所建築住宅部において、一般の縦覧に供する。）

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第521号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
猪苗代都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第522号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
会津坂下都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第523号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
会津高田都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第524号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
棚倉都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第525号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
塙都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。以下「本件区域」という。）のうち東白川郡塙町大字塙の別紙図面に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち右の項に掲げる区域を除いた区域	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（「別紙図面」は省略し、その図面を福島県土木部建築領域建築指導グループ及び福島県県南建設事務所建築住宅部において、一般の縦覧に供する。）

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第526号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
石川都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。以下「本件区域」という。）のうち石川郡石川町大字母畑及び同町大字湯郷渡の別紙図面1に定める区域	40 / 10	7 / 10	2.5	1.5
本件区域のうち石川郡玉川村大字小高の別紙図面2に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち石川郡平田村大字上蓬田及び同村大字北方の別紙図面3に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち石川郡浅川町大字浅川及び同町大字東大畑の別紙図面4に定め	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5

る区域				
本件区域のうち 右の各項に掲げ る区域を除いた 区域	20 / 10	6 / 10	1 . 2 5	1 . 5

2 施行年月日

平成16年5月17日

(「別紙図面1」から「別紙図面4」までは省略し、その図面を福島県土木部建築領域建築指導グループ及び福島県県中建設事務所建築住宅部において、一般の縦覧に供する。)

(建築領域建築指導グループ)

福島県告示第527号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
三春都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第528号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
田村東部都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。以下「本件区域」という。）のうち田村郡小野町大字小野新町及び同町大字谷津作の別紙図面1に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち田村郡滝根町大字神俣の別紙図面2に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち右の各項に掲げる区域を除いた区域	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（「別紙図面1」及び「別紙図面2」は省略し、その図面を福島県土木部建築領域建築指導グループ及び福島県県中建設事務所建築住宅部において、一般の縦覧に供する。）

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第529号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
常葉都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。以下「本件区域」という。）のうち田村郡常葉町大字常葉の別紙図面に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち右の項に掲げる区域を除いた区域	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（「別紙図面」は省略し、その図面を福島県土木部建築領域建築指導グループ及び福島県県中建設事務所建築住宅部において、一般の縦覧に供する。）

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第530号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
船引都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第531号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
広野檜葉都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。以下「本件区域」という。）のうち双葉郡広野町大字下北迫及び同町大字下浅見川の別紙図面に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち右の項に掲げる区域を除いた区域	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（「別紙図面」は省略し、その図面を福島県土木部建築領域建築指導グループ及び福島県相双建設事務所建築住宅部において、一般の縦覧に供する。）

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第532号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
富岡都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第533号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
双葉都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第534号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
浪江都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。以下「本件区域」という。）のうち双葉郡浪江町大字請戸の別紙図面に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち右の項に掲げる区域を除いた区域	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（「別紙図面」は省略し、その図面を福島県土木部建築領域建築指導グループ及び福島県相双建設事務所建築住宅部において、一般の縦覧に供する。）

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第535号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
鹿島都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。以下「本件区域」という。）のうち相馬郡鹿島町大字浮田及び同町大字山下の別紙図面に定める区域	20 / 10	7 / 10	1.25	1.5
本件区域のうち右の項に掲げる区域を除いた区域	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（「別紙図面」は省略し、その図面を福島県土木部建築領域建築指導グループ及び福島県相双建設事務所建築住宅部において、一般の縦覧に供する。）

（建築領域建築指導グループ）

福島県告示第536号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3（に）欄5の項の規定により、容積率の限度となる数値等について次のとおり定める。

平成16年5月7日

福島県知事 佐藤 栄佐久

1 区域及び数値

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号二の規定により定める数値	法別表第3に欄5の項の規定により定める数値
小高都市計画区域（用途地域の指定のない区域に限る。）	20 / 10	6 / 10	1.25	1.5

2 施行年月日

平成16年5月17日

（建築領域建築指導グループ）